慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	支那労働組合法の歴史一班
Sub Title	
Author	及川, 恒忠
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1932
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.26, No.10 (1932. 10) ,p.1889(383)- 1943(437)
JaLC DOI	10.14991/001.19321001-0383
Abstract	
Notes	慶應義塾創立七十五年記念論文集
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19321001-0383

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

偶然的であつて、個人的相異、時間的環境、民族、氣候に依存し、他は固定的・統一的であつて、國家の第一條件・至上目的たる正義の原理に他ならざるものである。

追記　私はこの稿を伯林にて起し、巴里にて漸く脱稿した。旅先きの不便は、斯る學説史的考證に最も必要なるべき文献の渉獵を妨げた。他日改稿を期す所以である。因に Podin の Les Lix Livres de la République. は一五七八年出版の第三版及び一七七七年リョンにて出版されたる匿名氏の縮刷版(Des Corps politiques et de leurs Gouvernements.)に據つた。而して本稿執筆に當り最も參考としたる著書は H. Baudrillart, J. Podin et son temps－Tableau des théories politiques et des idées économiques au seizième siècles, 1853. であつて、猶ほ、L. Gumplowicz, Geschichte der Staatstheorien, 1926. K. Vorländer, Von Machiavelli bis Lenin, 1926. Teschemacher, Die geistesgeschichtliche Linie in der Entwicklung des finanzwirtschaftlichen Denkens, 1931. 等を參照した。

支那勞働組合法の歴史一班

及川恒忠

一　發芽期

階級闘爭を原理とする近代勞働組合が支那に組織されたのは一九一九年以後のことに係かる。そして支那の勞働運動は、組合運動の發展、勞働組織の强化を背景として最近十數年間に急激な進展を遂げたのであるが、しかし、古い時代の支那にも組合の形態は全然存しなかつた譯ではない。舊時代の手工業者間には、幇（PANG）と稱する職人組合があつたのである。

幇――手工業幇――は歐洲の中世手工業ギルドに類似せる性質を有するもので同郷、同職業たることを條件とし、徒弟も親方に從つて之に加入し其保護をうけたのである。が、幇の支配權は親方達の掌中にあり、賃金・勞働時間・徒弟期間等の問題を始めとし、度量衡設定等の取引關係の問題は孰れも幇にて取扱はれた。是と同時に加入同業者の利益擁護の目的から企業の獨占傾向をも多分にもつてゐた。一方、幇には嚴格な規律があつてその黨罰は國法に關係なく加入者に課せられ、かくして同業間の商道德並に親方・徒弟間の道義的關係を强固に保持してゐた。され

ば、近代勞働組合が勞働者だけの加入によつて資本家に對立するものであるのに對して、幇は親方と徒弟とが共にこれに加入し、勞資兩者間の共同利益を目的とする相互依存の經濟的原則に基礎をおいてゐるものである。而して幇は今も猶ほ一般手工業界を支配する形態となつてゐるが、徒弟は漸次幇から分離して組合の組織へと轉向しつゝある。尤も一九二七年の狀況に於ては手工業に屬する組織徒弟は全徒弟數（約一千百二十万人）の一一％にしか達してゐないが。

けれども勞働組合の出現前に於て近代勞働者によつて組織された勞働團體は、支那では勿論這の幇から發生したものである。例へば一九一二年唐山に組織された旅唐學人工界團體會はその名稱の示す如く廣東出身の勞働者のみを會員とする勞働團體――勞働者の同鄕ギルド――であつた。又、香港の支那人船員間にも一九二二年の大罷業當時には未だ全般的な海員組合があつた譯でなく、僅に廣東幇・上海幇・寧波幇等の個々の勞働者幇が爭議の主體となつて活躍したのである。後に幇相互の結束から遂に中華海員罷業聯合會が生れ一轉して現在の香港支那海員工會の誕生を見たのである。

II　初期勞働組合

支那の近代産業は十九世紀の八十年代から始つた。從つて工場勞働者階級の發生もこの時以後のことに屬する。爾來、工場勞働には同鄕ギルド並に相互の向上利益を圖る若干の勞働團體が生れて來た。之等の發生初期にあつた勞働組合に就ては未だ十分の研究が出來てゐないが、勞働組合の初期のものは、他の多くの進歩的事象と同じく、やはり、南方から始つて往つた。以下第一期に生れた個々の勞働組合に就て一言を試みよう。

廣東機器總工會

清末廣東の機械工の間に組織された組合で、工會の名稱を用ゐた最初のものだと謂はれてゐる。因に支那では勞働組合を工會と稱する。工會は『工人の會』を意味し、工人は勞働者の謂ひである。

研機書塾

清末香港の機械工の間に加入者の敎化向上・社會利益の增進の主旨の下に組織さる。當時香港には理髮師の組合もあつたといふが、これは舊來の職人ギルドの型を全然出てゐなかつたものであらうと思はれる。

惠群工社

廣東沙面の外國商館の雇員間に組織されたもので、約九百名の團員を有してゐた。

唐山工黨・旅唐學人工界團體會・華民工黨・公益社

北支の工業地として逸早く開拓された唐山には京奉鐵路製造廠、和啓新洋灰（セメント）公司、開礦濚務局經營の炭坑等があつて、約六千人の勞働者が夫等に働いてゐた。同地の勞働界で最も勢力を占めてゐたのは廣東出身の勞働者で、その數一千名を越え、清末の謂ゆる豫備立憲時代に既に『學人自治會』の組織があつた。辛亥革命成るに及び一九一二年四月、唐山工黨（工業の勞働者）なるものが生れて最初は七百名の勞働者が之に入黨したが、漸次その數を增して往つた。もともと這の勞働黨は當時上海で計畫中であつた中華民國工黨の支部たるべき豫定の下に組織されたものであつたから、その年の八月には正式に之と聯合した。然るに廣東勞働者が最も有勢力であつたところの京奉鐵路製造廠幹部（勞働者の）は最初から唐山工黨に不滿を抱き、別に旅唐學人工界團體會なるものを組織して之と分離して了つた。それは後に又改組されて華民工黨と呼ばれ、本部を北京に置いて全國的勞働黨の組織に向つて歩を進めた。唐山の勞働者で之に入黨したものも尠くなかつた。しかし、華民工黨は一種の勞働新聞を日刊して、不當なる個人攻擊、工場攻擊を事としたところから、終に唐山工黨と衝突して一年を出でずして解散して了つた。そして唐山工黨からは、

幾もなく、公益社が派生した。公益社は新聞雜誌の閲覽・夜學・雜誌の發刊・講演等勞働界に寄與する所尠くなかつたが、唐山工黨は第二革命（一九一三年夏）の頃には解散して影を絶ち、公益社は一九一六年以後は姿を消して了つた。（唐山工黨の方は既に一九一三年夏第二革命の頃に解散して了つたのである）其後五四運動の後、各工場に同人聯合會なるものが組織され、注音字母學校を開き、或は同新聞を發行するなど勞働者の教化を目的とした團體が生れたが、之等は純粋の勞働組織ではなかつた。（注音字母といふのは教育普及の見地から新に發案された支那の假名文字ともいふべき支那語の音表文字のことである）。

華僑工業聯合會・中華工會

華僑工業聯合會は一九一七年廣東の各方面有志によつて組織されたもので、後に改組されて中華工會と稱され、週刊を發行して勞働者の啓蒙を圖り、勞働運動の指導に努めてゐた。

III　第二期の勞働組合

一九一九年近代的意味の勞働組合が始めて支那に生れた。廣東に組織されたところの中國機器總會がそれである。又、支那の勞働にサシヂカリズムの新しい生命を吹き込み、多くの刺戟と影響とを與へた佛蘭西歸還勞働者が『歸旅工團』を上海で組織したのもその前後のことであつた。そして之が近代勞働組合組織の氣運に向ひつゝあつた支那の勞働に拍車を加へたことには餘りにも顯著な事實である。

彼等は歐洲大戰の最中に佛蘭西に送られ、主として西部戰線及び工場に於て勞役に從事した。其數は全部で十有八萬人。大戰の終熄後、十四萬人が歸還した。彼等は戰線及び工場に於て適當の教育を授けられ、歐洲工場勞働者の生活を體驗し、また完全なる熟練勞働者に仕上げられ、勞働能率の意義を知り、協同の價値と團體若しくは組織勞働の訓練をも持ち、CGT其他の勞働運動を親しく目擊してサンヂカリズムの影響を多分に受けてゐたのである。歸還前の一九一九年春、渡佛勞働者の一部には『中華工團』が組織され、勞働人格の向上、組合員相互の扶助に努めるに至つた。當時彼等の有力なる指導者の一人が今の國民政府の元老である李石曾であつたこと、そして彼は京漢鐵道大罷業（一九二三年二月）の際の大立物であつたことは注目に値ひしよう。

以下第二期以降に發生せる主なる個々の勞働組合に就て發生順にその記述を簡單に試みる。

中國勞働組合書記部

北京にその端を發した五四運動（一九一九年）は愛國排外運動から漸次勞働運動に轉化し、一九二〇年上海に中國勞働組合書記部が組織された。而して全國學生聯合會の指揮の下に勞働運動が急激に發展して二十六の組合を生んだ。

香港華人機器工會・廣東機器工公會・上海機器公會。

一九二〇年四月勃發した香港最初の大罷工は太沽九龍ドック初め電話・電燈・電車・瓦斯・洋灰等諸會社の勞働者五千五百名を以て結成した香港機器工會の成立によつて火蓋が切られた。而してこの罷業を最後の勝利に導くために全國の工場勞働者は、香港各工場の募集に應じて罷業破壞の擧に出でぬといふ申合せの下に香港・廣東・上海三機器工會の聯合戰線が試みられ、賃銀値上要求の貫徹に成功した。罷業の勝利は勞働組合運動に新たなる刺戟を與へ僅か數ヶ月の間に百有餘の新組合が簇生した。因に廣東・上海機器工會は國民黨指導の下に組織されたもので、後年、共產黨指導の總工會に對立せる上海工團聯合會の主體となつた。

北京總工會

北支那に於る組合運動は一九二一年に生れた本總工會の成立に始まる。技師三百人・電信工夫四百名・印刷工五十名が之に加入したが、官憲の壓迫で組織早々解散を命ぜられ、一九二六年に復活した。

香港海員罷業聯合會並に上海・天津・廣東各海員工會及び中華全國海員總工會

一九二二年壁頭の香港海員大罷業の勃發當時には、香港船員間には未だ完全な組織はなく廣東幫・上海幫・寧波幫等の同郷幫があつたに過きなかつた。が、一度、廣東幫の蹶起によつてストライキが開始されると、上海・寧波の海員團體も相繼で起ち、之に水先案内、埠頭人も參加し一ヶ月を出ずして罷業總員三萬人にも上つたので、統制の必要から中華罷工聯合會が組織された。他方、之を動機に廣東・上海・天津各海員の組合が組織されて香港海員罷業を協力支持した。この大罷業を楔機として全國海員總工會（中華海員工業聯合總會）が組織されるに至つた。本海員總工會は全國鐵路總工會と相俟つて海陸交通の二大勞働組合をなし、後年、共産黨によつて組織された中華總工會の二大基幹となつたのである。因に香港海員罷業の勝利は勞働組織の威力を一般勞働者の腦裡に印し、組合組織運動が凄じい勢ひで勞働界を風靡した。罷業の直後、廣東には大小八十餘の、香港には百餘の勞働組合が簇生した程である。猶ほまた廣東政府は支那最初の勞働組合法―工會條例―を之がため制定するに至つたし、罷業中勞働組合を非法團體なりと聲明した香港政廳も爭議解決後その合法制を認めるなど少からぬ影響が齎らされた。

第一次全國勞働大會に參加せる勞働組合

我が日本の勞働界が第三年目の勞働祭（メーデー）を迎へた一九二二年、支那に於ては第一回の全國勞働大會が廣東に開催された。本大會に代表を參加せしめた勞働組合はその數二百（組織勞働者二十五萬）に達したと記錄されてゐる。

全國鐵路總工會と各鐵路工會

鐵道方面に於る勞働組織の運動は最も早くから行はれてゐた。かの二七慘殺事件を生んだ一九二三年の京漢鐵道罷業の勃發前、既に京奉・京漢・津浦等主要九鐵道の從業者は孰れも工會を組織してゐた。而して各工會代表は北京郊外の西山に會合して準備委員會を組織し、全國鐵路總工會の組織に着手しつゝあつたが、二七慘殺事件以來官憲の鐵道方面に對する壓迫は峻烈を極め、京漢・正太・隴海・膠濟各鐵路工會は封鎖され、且つ有力なる指導者の多數が慘殺されたので、一時鐵路總工會組織の運動は頓挫した。併しそれが却つて鐵道從業員の反抗と結束とを固めることゝなつて、北京を中心に總工會組織の潜行運動が續けられ、二七慘殺事件の一週年に當る一九二四年二月七日極秘裡に第一次全國鐵路工會代表大會を北京に開催し、十鐵道工會代表參加の下に全國鐵路總工會の成立を見た。第二次大會は翌年鄭州に開かれ、十四鐵道工會代表四十一名（東支鐵道並に南滿鐵道代表も）が參加した。爾て本總工會は共産黨指導の中華全國總工會の基幹とさえなつたのである。

第二次全國鐵道大會に參加せる十四鐵路工會は、京漢・津浦・京奉・正太・株萍・膠濟・東支・道清・隴海・滿鐵・塘漢・塘漢南段・廣三・京綏各鐵道工會であつた。

上海工團聯合會

一九二三年夏、上海機器工會・南洋煙草職工同志會・駐滬參戰工會等を中心に國民黨右派の支持を受けて組織されたもので、共産黨の勞働運動利用に反對の旨を決議して之を大會に電致した。本聯合會の勞働運動に對する主張は、共産黨が社會革命的であるのに較らべ遙かに穩健であつて、勞働者の組織力を以て勞働階級の自由・解放を圖るといふ勞働運動純粋精神に其基礎をおいたものである。共産系の中華全國總工會の組織される前までは、廣東機器總會と聯絡して全國勞働界を牛耳つてゐたが、中華全國總工會に五卅事件の機會を巧みに掴まれて、勞働運動に於る領導的地位を完全に奪ひとられて了つた。併し北伐の進展に伴つて共産黨の勞働運動指導は益々露骨となり、その鋭鋒を帝國主義の打倒から更に國内資本主義の陣營に向けるに至つた

のみか、蔣介石一派の轉落を圖らんとしたゝめ、玆に反共產ブロックを形成し、遂に四・一二事件を招來し、總工會の封鎖・糾察隊の武裝解除といふ大鐵槌に打ちのめされた。この間、上海工團聯合會は勞資協調を標榜して勞働界に進出し、遂に國民黨の御用組合の大本山となつた。

中華全國總工會

一九二五年の勞働祭日に廣東では共產黨司會の下に第二次全國勞働大會が開かれた。百六十五の勞働組合に結合されてゐる組織勞働者五十四萬の代表二百七十七名が參集して中華全國總工會の成立を宣言し、プロフインテルン及び中國共產黨の指揮下に這入つた。この全國總工會の成立と同時に上海・北京・天津・廣東・香港・河南各地の總工會を組織する方針が決議されてゐたが、之等の各地總工會と全國鐵路及び全國海員の二總工會とを基礎として、赤色勞働組合の戰線統一が間もなく成功した。斯くて全國の組織勞働者は、プロフインテルンの指揮下に立つ這の中華全國總工會と國民黨右派支持下に在る上海工團聯合會の二陣營に分れて對立するに至つたのである。が、幾もなくして中華全國總工會は五卅事件並に對英經濟絶交罷業を指揮して凱歌を擧げ、上海工團聯合會の努力を頓みに吸收し全國勞働界に君臨することゝなつた。而して五卅事件發展中の數ヶ月間に、全國組織勞働者の數は五十四萬から百二十四萬に達し、之等は全部本總工會に屬してゐた。一九二六年の加入組合數は六百九十九組合で、組織勞働者百二十四萬一千二百五十人、内、廣東・香港・上海の產業都市に於る加入組合數及び組織勞働者數は、廣東百九十一組合、十九萬五千人、香港百十九組合、二十萬七千人、上海四十八組合、十四萬七千四百人で、翌一九二七年には加入勞働者總數は二百八十萬人と大會に報告された。而して一九二七年の廣東コムミユンの主體となつたのも本中華全國總工會である。（別項勞働組合法補輯中華全國總工會簡章參照）

上海總工會

第二次全國勞働大會に出席せる上海勞働代表は、中華全國總工會の成立と同時に上海勞働各組合の聯合組織を造る方針が決定されたので、歸還後直ちに右上海總工會の組織に着手し、實現の運びに進みつゝあつたが、偶々五卅事件に逢着し、事件發生の第二日目に其成立を遂げて直ちに事件を指導した。而して成立の數日後には最早や罷業參加勞働者二十五萬人中の二十萬人を獲得し、强大なる鬪爭團體を構成して帝國主義に立衝いた。この上海總工會はその秋奉天軍閥の手によつて封鎖され、執行委員長李立三の逮捕令すら發せられたが、猶ほ秘密裡にその組織を維持し、一九二六年には極めて大なる進歩と業績とを取戻した。五卅事件一週記念後に上海に繼起した大爭議は孰れも本總工會の指揮によるものであつたが、軍閥と資本家階級の忌彈を買ひ再び封鎖されて了つた。然るに一九二七年北伐戰進展するや、北方軍權の彈壓下にありながら二月と三月に二回の上海ゼネストを敢行して之を指揮し、三月二十七日全上海工人代表大會を開いて社會革命への目的達成を宣言し、且つ武漢政府との共同戰線に立つものであることを宣明した。上海總工會は加入組合の統制を容易ならしめるために產業部門を十七に分けて各產業總工會を設け、また上海全區を八區に分ち、各區工聯總工會を設け、個々の工會を之に登錄せしめ有機的統合を圖つたのである。而して一九二七年の登錄組合數は五百二組合に達した。之と同時に上海工會章程・工會組織方法要綱をも發表した。一方、總工會所屬の商務倶樂部に糾察隊總指揮部を設け、北軍より捕獲せる機關銃・迫擊砲・小銃等の武器を以て糾察隊（勞働者を武裝せしめた團體）の内容を充實し、各部隊を各區に分駐せしめ、他方、訓育部を設けて隊員に軍事政治教育を授けるなど、勞働階級の戰線を强固に統一し、蔣介石一派を打倒して社會革命への猛進を企圖したのであつたが、却つて蔣派の一擊に遭ひ總工會は封鎖され、糾察隊の武裝は解除され、指導者の多くは捕へられて銃殺されたといふ彼の四・一二事件を招いたのであつた。爾來、表面的には完全にその活動を抑壓されてゐるが、併し一度扶植した根强き潛勢力の上にその組織は今も猶ほ維持されてゐる。一九二七年一月、上海總工會に屬してゐた產業別に據る組合數は次の如くである。

	組合數	組合員
郵電	八	九、二五六
印刷	六	四、七九三
		三九一

店員	一六	一一、〇五〇	手工業	二四	八、二三〇
海員	一	四、五〇〇	絲廠	六	一、二九〇
碼頭	四	四、二五〇	烟廠	三	四、一二〇
木業	二	五〇〇	紗織	三一	二三、一五〇
鐵廠	六	二、一六一	國產業	一〇八	七四、五〇〇
電廠	一	一、二〇〇			

北京・天津總工會

北京總工會は一九二一年に孤々の聲を上げると同時に官憲の壓迫に解散して了つた。天津總工會は廣東第二次勞働大會後間もなく組織されたもので、同年秋、裕大紡績爭議の際、直隸督辨李景林の命によつて封鎖されたが、一九二六年一月一日に至り兩總工會とも復活した。併し天津總工會は三月には又もや解散を命ぜられた。

上海工會聯合總會・上海工會組織統一委員會。

五卅事件以來、全國勞働界の領導權を總工會に奪はれてゐた國民黨右派の上海工團聯合會は再起の機會を窺つてゐたが、偶々總工會側が反蔣介石態度に出づるや、上海に古からあつた秘密結社、中華共進會と結で反共產主義を標榜して上海總工會に攻撃の第一矢を放ち三民主義を遵守する勞働組合を組織すべく上海工會聯合總會を起した。かくして軋轢してゐた蔣介石派と總工會とは衝突の不可避的運命に驅り立てられて四・一二事件を惹起したのである。蔣派は這の時、總工會を粉碎したばかりでなく、同時に總工會の勢力を上海の勞働界から一掃するために上海工會聯合總會を主體として白色勞働組合の戰線を擴大して、上海工會組織統一委員會なるものを造り出した。則ち國民政府の御用組合である。

VI　勞働組合法

(1)　勞働者に與へられた結社の自由權と法令上の羈絆

各國の勞働組合法の歴史に於ては組合の團結に對する國家の態度は、絶對禁止の時代、形式的容認の時代（制限的容認の時代）、實質容認の時代の三階段があることは衆知の事實である。然るに支那の夫れは絶對禁止の時代を經ずして直ちに形式的容認の時代から始つてゐる。

臨時約法（舊約法）に

中華民國人民は、一律平等にして、種族、階級、宗教上の別なし（第五條）。

とあり、又人民は左記各項の自由權を享有し得と規定して第六條に人民の言論・著作・刊行及び集會・結社の自由を許して居る。

民國十二年度の謂ゆる曹錕憲法も

中華民國人民は、法律上に於て種族、階級、宗教上の別無く均しく平等と爲す（第六條）

中華民國人民は、法律に依るに非らざれば、逮捕、監禁、審問或は處罰を受けず（第七條）

中華民國人民は、集會、結社の自由を有し、法律に依るに非らざれば、制限を受けず（第十條）。

中華民國人民は、言論、著作、及び刊行の自由を有し、法律に依るに非らざれば制限を受けず（第十一條）。

と規定されてある。故に結社の自由の確認、隨つて勞働組合の設立は支那に在つては始めから憲法的裏書を持つ國民權利の發現である。されば十九世紀初頭までの英國に於けるが如く勞働組合は不法なる結社として取扱はれては

ゐない。然し結社それ自體は不法でないとしても、結社の作用を拘束する法規は決して少くはなかつた。

治安警察條例第一條に、行政官署は公共の安寧秩序を維持し、人民の自由幸福を保障するため左記事項に對して、治安警察權を行使することを得と規定して政治結社、及びその他公共事務に關する結社（第三項）、政談集會及びその他公共事務に關する集會（第四項）、屋外集會及び公衆運動・游戯或は衆人の群集（第五項）、街路及びその他公衆が聚集し往來する場所に、文書圖畫を貼り或は散布し朗讀し又或はその他の言語形容並に一切の作爲をなすもの（第六項）、工人の聚集（第七項）等を擧げ、第二十二條は警察官吏は工人の聚集に對し下記情形の一に該當するものと認むる時は之を禁止することを得と規定して、同盟解雇の誘惑及び煽動（第一項）、同盟罷業の誘惑及び煽動（第二項）、報酬强要の誘惑及び煽動（第三項）、安寧秩序を擾亂するの誘惑及び煽動（第四項）、善良なる風俗を妨害する誘惑及び煽動（第五項）、等を擧げて居る。

豫戒條例第一條は、行政官署は公共の安寧秩序を維持し、人民の幸福を保障せんが爲に第三條の事項の一を犯すと認むる時は豫戒令を行ふを得と規定して、第三條に、一定の職業を有せず常に狂暴なる言論行爲あるもの（第一項）、他人の集會を妨害し或は妨害を行はんと欲する者（第二項）、公私を問はず他人の業務に干渉し、その自由を妨害し或は妨害を行はんと欲する者（第三項）、常に社會道德を破壞し或は地方公益を阻止するが如き言論行爲のある者（第四項）、第二項、第三項の妨害をなさんと意圖し第一項第四項等の人物を使用する者（第五項）、等を擧げた。

又、一九二八年まで有效であつた暫行新刑律第二百二十一條には文書、圖畫、演說其他の方法を以て公然他人の犯罪を煽動したる者は左の如く處斷すとあつて

（一）其の罪の最重刑が死刑又は無期徒刑なる時、三等より五等に至る有期徒刑又は三十元以上三百元以下の罰金に處す。

（二）其の罪の最重刑が有期徒刑なる時は五等有期徒刑又は拘役若くは百元以下の罰金に處す。新聞紙其他定期刊行物又は他人の論說を編纂したる公刊書を以て本條の罪を犯したる場合に於ては編輯人も亦前項の例に依りて處斷す。

と規定された。則ち此等の規定によつて言論、著作、出版、集會、結社の自由は憲法的原則として保障されるにも拘らず、勞働組合の活動は少なからざる拘束を蒙むつたのである。

(2) 勞働組合法制定史

支那の勞働組合法の歴史は政治權力の推移に從つて之を廣東國民政府、北京政府、南京政府の各時代に便宜上分類してみる。

〔一〕廣東政府制定の勞働組合法

支那に於て勞働組合法の先驅をなすものは民國十一年三月廣東國民政府の制定公布した『廣東國民政府工會條令』二十ケ條である。當時、北京に在ても『中國勞働組合書記部』を中心として勞働立法の促進運動起され、童啓秀等は勞働法案を議會に提出したこともあるが、具體化されるまでには至らなかつた。

民國九年四月の香港機械工業勞働者の罷工は、近代的意義に於ける組織ある勞働運動の嚆矢をなすもので、しかも勞働者側の勝利に終り、更に民國十一年一月十二日より三月五日に亘つた香港海員同盟罷業は、遂に香港政廳が

一度公布した勞働組合禁止令を取消させることに成功したのであつた。嗣いで廣東機械職工の爭議、粵漢鐵道從業員の罷業の繼起を見たが、香港海員同盟及び粵漢鐵路從業員の罷業は孰れも雇傭條件の改善要求の外に排英運動であつたことは見逃すべからざる事實である。されば百數十の個々の組合があつた廣東で、組合法の制定が熱望さるゝに至つたのは洵に當然であるが、加ふるに當時の廣東國民政府は勞働運動に好意を有して居たところから、國務會議並に法律審査會の審査を經て民國十一年三月左記の工會條例が、わけなく制定公布された。

廣東政府工會條例

第一條　凡そ同一職業に就き五十人以上の勞働者を有するものは本條例により組合を組織すべし

第二條　組合は法人とす

第三條　組合の區域は市或は縣の區域を以て標準とし其兩區域以外に組合を設立するときは省の主管署の認可を受くべし

第四條　組合を組織せんとする時は、發起人連署の上、計畫書に職員履歴書及規定各三部を地方官署に呈出し、本條例の保護を受くべし、地方官署は市に在りては市政廳、地方に在りては縣公署とす

第五條　地方官署は組合設立計畫書に其職員履歴書各一部を添へ、中央及省立の主管署に呈送すべし

第六條　組合規定中には左の事項を明記すべし

（一）名稱及業務の種類　（二）目的及其種類　（三）區域及所在地　（四）會員の入退會規定　（五）職員の種類選任解任の規定　（六）會議の規定　（七）經費徴收額、徴收法及會計規定

第七條　組合の職務左の如し

（一）業務の改良發展　（二）勞働法規の制定改修廢止及其他關係事項に對しては行政官廳又は議會に意見を陳述すること

を得　（三）勞働者の公共的利益を目的とする共濟、生産、消費、住宅、保險等各種事業を營み、及び之を管理すること

を得　（四）其他圖書館、研究所、試驗所、教育、印刷出版業も亦設立及管理することを得　（五）共同的條件を以て會社、商店工場官營事業の管理局所と雇傭契約を締結することを得　（六）組合員の職業紹介　（七）組合員利益の主張並に防衛、但し强暴脅迫の事情あるべからず　（八）凡て資本家と雇人との係爭事件は各當事者の意見を徴し普く調査して發表すべし　（九）勞働者の就業失業を調査し統計を作製すること　（十）勞働者の經濟及生活狀態の調査

第八條　組合の職務は委員會に於て之を處理し、委員は各該組合員の投票により七人以上を選擧す。委員會は事務の繁閑により若干人の職員を互選し事務を執行せしむ

第九條　成年の男女勞働者は自由に同組合員となり又自由に退會し得

第十條　各該組合所屬の事務に一年以上從事し、又現に從事するものにあらざれば該組合職員となるを得ず

第十一條　組合は組合員に對し等級の差別を設けず

第十二條　組合經常費の徴收は會員收入の百分の三を超過するを得ず、但し組合員にして增加を乞ふものはこの限りに非ず

第十三條　組合の基金及第七條第三、四項所定の事業經營に關し、組合員の醵出を除く外、省縣會及其他公共團體の保護を受くることを得

第十四條　組合所有の下記財産は法律に據るにあらざれば沒收することを得ず

（一）基金　（二）集會所、圖書館、研究所、試驗所、學校及共濟、生産、消費組合住宅、保險業の共同の動産及不動産

第十五條　組合より毎年地方官署に報告すべき事項及統計表は左の如し

（一）職業、姓名、履歴　（二）組合員の人數並に入退會及就失業死亡傷害狀況　（三）財産狀況　（四）事業の成績　（五）係爭事件の有無並に經過

第十六條　地方官署は所轄區域内の各組合報告並に統計表、狀況說明書を毎年一回中央及省の主管官署に報告すること

第十七條　本條例により設立する所の組合は二つ以上の組合の結合を以て組合聯合會を組織することは本條例の規定により之を許可す

條十八條　本條例に違反する組合職員は審判廳、檢察廳の論告により、五元以上五十元以下の罰金を科し、且つ職員の資格を取消す

本條例第四條、第十五條の規定の事項に就て、組合發起人及職員にして虚僞の報告をなし又は報告を怠るものは審判廳、檢察廳の論告により十元以上百元以下の罰金に處す

第十九條　組合の解散及清算に關しては商會法三十一條乃至三十八條を適用す

第二十條　本條例は公布の日より施行す

右工會條例が公布されてから間もなく組合法の改正意見が各方面から起つて來た。それは主として勞働鬪爭や國民黨左右派による各組合相互間の爭ひが紛糾して來たからである。勞働者側は國民黨、政府、組合の三者より各々委員を撰び之が改正に當らしむるを宜しとする希望を漏したが、黨部及政府も之に贊成であつた。改正の要點は

（一）仲裁機關を設けること。勞働組合員は多く下層階級に屬し教育智識の程度が低く常に團結力を濫用して暴擧に出で易い。最近では勞働者方面でも其紛擾に堪へない位であるから仲裁機關の設置を必要とする。

（二）一地方に同一性質の二つの組合を存在せしめないこと。

（三）組合は産業組合を主とするのに職業組合が建前の如く思惟する者が多いから、この意味を明瞭にさせること

（四）職業紹介所條例も亦起草中であるが、其内容は組合細則と密接の關係があるから、組合條例の發布を俟て決定さるべきものである。

――といふのであつた。之に對して廣東工人代表會（共産黨系）は左の如き修正意見を發表した。

（一）同一地方に於て同一職業又は産業の組合は一個に限ること

（二）同一産業の勞働者は一個の産業的組合組織の下に整頓さるべきこと

（三）連帶關係を有つた業務の下にある勞働者は其本來の組合の外、別に聯合組織を有すべきである。

（四）組合は職業紹介の絶對權を有すること

（五）如何なる職業又は産業の下にある勞働者に論なく該業範圍内の勞働者過半數の贊成あるなくば組合を組織することは出來ぬ

（六）工場の職工は工場を以て組合組織の單位となすこと

（七）罷業の絶對自由

（八）同一地方の各種産業組合及び職業組合を綜合すべき組合の存在は必要であるが、然し同性質の總聯合機關が二つ以上存在してはならぬ

茲に於て民國十三年六月、廣東國民黨中央執行委員會は前掲工會條例に修正を加へ下記、新工會條例を通過した。這の條例は總理公布の工會條例と謂はれるもので孫總理はその公布に先立つて五一節に各勞働團體に對して

「今や內外の工人が同一の作戰の下に、向ふところの目標は是亦共同の敵である。これ內外工人の當然聯絡をもつて共同し、戰線を一氣に布く所以である」

と述べた。本條例は全文二十一條より成る。

民國十三年廣東國民政府工會條例

第一條　年齡十六才以上の同一職業或は產業に從事する腦力或は筋肉勞働者、家庭及び公共機關に雇傭せらる者、學校教職員、政府機關の事務員にして同一業務に就き五十人以上集會するものは本條例により組合を組織すべし

第二條　組合は法人とす

（組合員の私的對外行爲は工會に於て連帶責任を負はず。）

第三條　組合は雇主團體と對等の地位に立ち必要の場合には聯合會議を開き、勞働者の地位の增進、作業狀態の改善を計り、亦勞資雙方の紛糾或は衝突事件に關して討議し以てこれが解決に當ることを得

第四條　組合はその範圍內にありて言論、出版、及び教育事業を辦理するの自由を有す

第五條　組合組織の區域範圍が現行の行政區域を超過するときは須く高級行政官廳により管轄機關の持定を受くべきものとす

第六條　組合は產業組織を以て主となす。但し特別の事情によりて多數會員の同意を經て職業組織を設くることを得。已に成立せる同一性質の組合二個或は二個以上あるときは、工會聯合會を組織し以て聯合或は改組を謀る可し

第七條　發起人は同一業務に從事するもの五十人以上の連署を持つて章程及び職員の履歷書各二通を地方官廳に提出し登記を申請すべし。登記申請は縣公署或は市政廳となす。登記を申請せざる組合は本法に規定する所の權利及び保障を受くるを得ず

第八條　組合の規約には左記の各項を記載すべし

（一）名稱及び業務の性質　（二）目的及び職務　（三）區域及び所在地　（四）職員の名稱、職權及び選任改任の規定　（五）會議、組織及び投票の方法　（六）經費の徵收額及び徵收の方法　（七）會員の資格に對する制限及び會員の權利義務

第九條　組合は六ヶ月每に下記各項の統計表を作製して所管地方行政官廳に報告す可し

（一）職員の姓名及び履歷　（二）組合員の姓名、人數、加入年月日、就業場所、及びその就業、失業、職務の變更、移動、死亡、傷害の狀況　（三）財產狀況　（四）事業經營成績　（五）罷業或はその他衝突事件の有無及びその事實の經過或は結果

第十條　組合の職務左の如し

（一）組合員內の利益の主張並に擁護　（二）組合員の職業紹介　（三）雇傭主と團體契約の締結　（四）組合員の便利或は利益のために組織せる組合銀行、儲蓄機關及び勞働保險の經營　（五）組合員の娛樂のために組織する各種娛樂事務、會員懇親會及び倶樂部　（六）組合員の便利或は利益のために組織する生產、消費、購買、住宅等各種の組合　（七）組合員の智識技能の增進のために組織する職業教育、通俗教育、勞工教育、講演班、研究所圖書館及び其他定期及び不定期の出版物　（八）組合員の救濟のために組織する醫院或は診療所　（九）組合員內の紛爭の調停　（十）組合或は組合員の雇傭主に對する爭執及び衝突事件に關して當事者に對して意見を發表し或はその意見を徵收し或は聯合組合員一致の行動をなし或は雇主代表と聯合會議を開き、仲裁の執行或は雇主方面に請求して共に第三者を推擧して參加仲裁にあたらしめ、或は所管行政官廳に委員を派遣して調査、仲裁方を請求し、以てその解決を謀ることを得　（十一）工業或は勞工法制に關する規定に對して修正廢止等の事項あらばその意見を行政官廳、法院及び議會に陳述し並に行政官廳、法院及び議會の諮詢に答申することを

得（十二）一切の勞工經濟狀況及び同業者間の就業失業の調査並に編輯、一般生計狀況の統計及び報告（十三）その他種々の組合員の利益の增進、工作狀況の改良、組合員の生活及び智識の增進に關するの事業

第十一條　組合の職員は組合員より該組合選擧法により選出せられ、對外的には組合を代表し組合員に對しその責任を負ふ。

第十二條　組合員には等級の差別なし。但し會費は組合員各自の收入額によりて徵收の標準を定む

組合員の組合に對する經常費の負擔額は當該組合員の收入の百分の五を超過するを得ず。但し特別基金及び組合員の利益のための臨時募集金或は出資金は此限りに非ず

第十三條　組合員は必要なるとき組合帳簿並に財政狀況を調査する爲に代表を派遣することを得

第十四條　組合は必要ある時は組合員多數の決議を根據として罷業を宣言することを得。但し公共の秩序、安寧を妨害し或は他人の生命財產に危害を加ふることを得ず

第十五條　組合は組合員の就業時間の規定就業狀況及び工場衞生事務の改善に關し雇傭主に對し意見を陳述し或は代表を選出して雇傭方面の代表と聯合會議を組織しこれが解決を討議し得

第十六條　行政官廳は管轄區域內の組合に對し對雇傭主間に爭執或は衝突の發生する時は原因を調査して仲裁を執行することを得。但し執行を强制せず。公用事業の勞働者團體の雇傭主との衝突に關し狀況擴大或は延長する時は行政官廳は公平に調査し仲裁手續をとりたる後兩者相持して和せざる時は判決の執行を强制し得

第十七條　組合員の利益擁護のために組合基金、勞働保險金、組合員貯蓄金等の銀行に預け置けるものにして該銀行破產の時は賠償に關する優先權を有す

第十八條　組合及び組合所管の下記各項財產は沒收するを得ず

一、事務所、圖書館、倶樂部、病院及び產業、消費、住宅、購買等に關する各組合事業の動產、不動產、

二、組合員の利益を擁護するための基金、勞働保險金、組合員貯金等

第十九條　本法第八條並に第九條の事項に關する組合發起人及び組合職員の報告に不備不實の點ある時は主管行政官廳はその事實に基き再報告を命ずるを得。而して該命令に依り正當なる報告を呈出せざる以前に於ては該組合の行動は本法の保護を受くることを得ず

第二十條　凡そ刑律、違警律中にて制限する所の聚集、集合等の條文は本條例に適用せず

第二十一條　本法は公布の日より施行す

本條例は第一次全國代表大會に於て廣東政府が聯俄、容共、農工の三大政策を決議した後、五ケ月目に公布されたもので、從つて可成りこの方面の影響を露骨に表せるものである。ともあれ、その內容に於ては前條例よりも一層整備し且つ進步したものであると認められる。

（二）北京政府制定の勞働組合法

前述せる如く十一年の中頃から北京に於ても書記部を中心として勞働法規制定の促進運動は起されてゐたのである。童啓秀は勞働者の集會結社權、同盟罷工權、團體契約締結權、勞働者の國際的聯合の承認、勞働時間の制限、勞働代表の政府經濟機關、企業機關及び私人企業機關に對する參加權を包含する勞働法案を議會に提出した程であつた。勿論それは具體化を見なかつたのであるが、この頃から大規模の爭議が頻發するに至り、殊に十二年二月の京漢鐵路罷工の如きは遂に流血の慘を見たので、北京政府も終に輿論に動かされ、工人協會法案なるものを起草し之を議會（民國十二年四月）に提出した。

工人協會法案

第一條　凡そ同一事業に從事する勞働者は生計の維持利益の增進を計る目的を以て、本法により協會を組織するを得

第二條　工人協會は法人とす

第三條　工人協會の業務左の如し

（一）會員の互助に關する件　（二）雇傭條件の改善に關する件　（三）勞働狀況の調査に關する件　（四）勞働立法、行政に關し政府に意見を陳述する件　（五）行政官署の諮詢に覆答する件

第四條　工人協會は分會を設くることを得

第五條　工人協會は必ず十人以上の發起により會則を備へて發起人より當該管轄の地方行政官署に屆け出で許可を受くべし

國有公有事業に從事する勞働者の協會は須く主管機關の許可を受け更に該管地方行政官廳に屆出ずべし。前項の屆書には發起人の姓名、年齢、籍貫、職業、住所を明記すべし

第六條　工人協會會則には必ず左記事項を記載すべし

（一）名稱　（二）事務所の位置　（三）會の事務　（四）會員の資格入會退會の手續　（五）職員の人數、職務、選擧、任期及退職の規定　（六）會期及決議方法　（七）經費　（八）解散の理由

第七條　會則の改正には工人協會の開會決議を要す。且つ第五條の規定により屆け出で許可を受くべし

第八條　工人協會の職員選擧及決議事項は該地方行政官署に報告すべし。國有或は公有事業の工人協會は前項により報告する外、主管機關にも報告すべし

第九條　該管官署に於て必要と認むるときは人を會に派遣して調査せしむることを得

第十條　該管官署の許可を得ずして工人協會を設けたるものは該協會を解散するの外發起人を百元以下十元以上の罰金に處す

但し本法の規定により更に許可を得て設立することを得

第十一條　本法の規定により報告すべき事項の報告を怠るものは五十元以下五元以上の罰金に處す

第十二條　工人協會の議決にして本法或は其他の法令に違反するときは所管官憲は其取消しを命ずることを得。工人協會にして所管官憲の取消命令を遵行せざるときは該官署は之を制止するを得

第十三條　工人協會の決議或は決議に基く行動にして左記事項の一に該當するときは所管官署は其解散を命ずるを得

（一）政體を擾亂するもの　（二）公安を妨害するもの　（三）公衆の生活を脅威するもの　（四）交通を妨げ害を國家社會に及ぼすもの

第十四條　本法施行細則は敎令を以て之を定む

第十五條　本法は公布の日より之を施行す

この法案は法制局から國務院其他關係各部に送達して贊同を求めてゐたが、一向に進捗しなかつた。その中に六月の政變が起つて法案は其儘立消えとなつて了つた。それはとにかく這の法案に對して左翼では大體次の攻擊を加へた。

『農商部の工人協會法案は、中ち三ケ條を除く外は、凡そ勞働者を死地に陷れるものである。殊に第八條の工人協會の職員選擧及決議事項を地方行政官署に報告すべき規定、及び第五條の組合組織規定の報告は全く勞働者の自由結社權を奪ふもので明かに約法に背いて居る。殊に決議事項の報告の如き組合の行動を束縛するのみならず實行も亦困難である。

第九條も亦勞働者の自由を奪ふものである。第十、第十一條の如きは、徒に繁瑣なる規定を設けて勞働者を罪に陷るゝものに過ぎない。

第十二條の規定は、さきに唐山や京漢鐵路罷業や官僚及び軍閥が強力を以て勞働者の行動を制壓した當時、暴壓を肯定する法律上の根據がなかつたので、こゝに之を規定したのである。則ち軍閥官僚の勞働者壓迫權が公然法律上の承認を得た譯である。

第十三條は害を社會國家に及ぼすもの、公安を妨害するもの、政治を擾亂するものに對する解散の規定であるが、抑も何を指して社會國家と云ふのか。全勞働者の數は全國人口の百分の八十以上を占めて居る。社會の一切のものは勞働者によつて造られて居る。勞働者即ち社會である。勞働者は決して社會を妨害しないが、自ら社會と稱する軍閥、官僚、資本家こそ日々勞働者を妨害し衣食住に不安を感ぜしめるのである。彼等こそ眞に政治を亂し治安を妨け公衆の生活を危くするものである。從つて勞働者は相當の手段を盡して政治を廓清し多數勞働者の生計を維持しなければならない。眞正の治安を保障するためには暫く交通を妨害すること位は止むを得ないのである。この法案は軍閥を以て國家社會の主人公となすもので、共和民主國には全く容れられないのである。吾人は此種の工人協會法案を以て變裝したる工人懲治條例と認むる』と。

ところで、事實は該法案の公布は遂に見るに至らなかつたのである。民國十四年、臨時參政院が設立されたが、參政院議員の選擧に關する條項の中に法團互選の項があり、その法團には勞働組合も含まれてゐたから、勞働組合が選擧に參加する爲には工會條例が早く公布されなければならぬ。加ふるに各地に勞働爭議が頻々として起り、組合法制定の必要大に迫り農商部は工會條例草案を脱稿して之を法制院に移牒、審査中にあつたとき、五卅事件が起つて上海には總工會出現し、各地にも旺に勞働運動が行はれ、勞働は一つの有力なる社會勢力を形成するに至つた。流石に保守的な北京政府も大勢には奈何ともなし難く一四年七月三日の閣議に於て全文二十五條より成る工會條例草案を通過した。

工會條例草案

第一條　同一の職業に從事する勞働者は其共同の利益を維持增進する目的を以て本條例に依り工會を設立することを得

前項の工會は同一地方行政區域内に在りては一會以上を設立することを得ず

但し其他の行政區域内に於ける同一種類の工會と工會聯合會を設立することを妨げず

第二條　工會は之を法人とす

第三條　工會の職務は左の如し

（一）組合員の職業紹介及其他共濟に關する事項　（二）勞働者の待遇改善に關する事項　（三）勞働狀態の調査報告に關する事項　（四）組合員の貯蓄及勞働保險に關する事項　（五）組合員の消費組合及共同宿舍等に關する事項　（六）關係人の請求に因る勞資間の爭議調停に關する事項　（七）勞働者の利害に關する請願又は政府の機關に對して意見を陳述する事項　（八）勞働者衞生の研究及知識技能の增進に關する事項

第四條　工會は其區域内に於て左記各款の資格を具備する五十人以上の勞働者を發起人とし組合規約を定めて所轄地方行政長官に届出で更に地方最高行政長官より農商部に諮詢し許可を受くるに非ざれば之を設立することを得す

（一）既に職業に有し且つ該業に繼續して三年以上從事せる者　（二）年齡三十才以上の者　（三）組ぼ文字に通じ自ら普通の文字を書き得る者

官吏又は公營事業に從事する勞働者が工會を設立せむとするときは前二項の規定を適用する外各該主管官廳に屆け出で之が許可を受くることを要す

第五條　工會の組織規約には左の諸項を記載することを要す

（一）名稱、區域及事務所の所在地　（二）工會の目的及事務　（三）職員數、權限及選擧方法に關する規定　（四）會議の召集及議事手續に關する事項　（五）經費及會計に關する規定

第六條　工會の組合員は滿十六才以上の勞働者にして該市内に在る各種工場に雇傭せらるゝ者に限る

第七條　左記各項の一に該當する者は工會の職員及發起人となることを得ず

（一）公權を褫奪され未だ復權せざる者　（二）精神病を有する者　（三）本條例第二十二條の事項に對して重大なる責任を負ふ者

第八條　工會には會長副會長各一人理事七人乃至十五人を設く職員は皆名譽職とす

前項の職員の資格に關しては本條例第四條第一項に掲ぐる各款の規定を準用す

第九條　工會は各該會所在地に其事務所を設くることを得

第十條　工會の費用は別に基金を有する者の外各組合員の納入する會費を以て之を支辨す

前項の會費は各組合員の收入額に應じ豫め組合規約を以て之が徴收の標準を定むることを得

但し其最高額は該組合費の收入の百分の三を超ゆることを得ず

第十一條　工會に屬する基金勞働保險金及組合員の貯蓄金は凡て之を國庫代理銀行に預入すべし

前項の基金保險金貯蓄金は其預入銀行の破産したるときは優先して之が拂戻を要求する權利あるものとなす

第十二條　工會經費の出納は毎年豫算決算を編成して之を組合員全體の決議に附すべし

第十三條　工會の組合員は必要ありと認むるときは組合員十分の一以上の同意を得て代表者を選派し工會の帳簿及一切の財産狀態を調査することを得且つ之を其主務官廳に提出すべし

第十四條　工會の職員は毎年左の各款の表冊を調製し農商部に報告し且つ之を其主管廳に提出すべし

一、組合員の姓名員數加入の年月就業工場及其變動並に死亡傷害

二、經費の出納及財産狀態

三、事業經營の成績

四、罷業又は其他の衝突事件の有無並に之が顚末及結果

第十五條　工會の職員は組合員全體の會議に於て之を選擧す

第十六條　選擧の期日は選擧期日の十五日以前に豫め之を各組合員に通知し且つ所轄行政長官に屆出で、監督官の臨場を請ふべきものとす

第十七條　工會の職員は選定後之を農商部及主管廳に報告することを要す

第十八條　工會職員の任期は之を二年とし重任することを得。其補缺選擧に依り選出せられたる者の任期は前任者の任期を通算す

第十九條　工會は毎年一回定期會議を開く但し必要なるときは臨時會議を開くことを得

第二十條　組合規約の變更を行はんとするときは組合全體の三分の二以上の出席者あることを要す

前項の決議は之を農商部及主管官廳に報告して許可を得るに非らざれば其効力を生ぜず

第二十一條　工會の職員にして法令に違反し又は其他の不正の行爲に因りて工會の財産名譽信用に損害を與へたるときは組合員過半數の決議に依りて之を退職せしむることを得

第二十二條　工會にして法令に違反し公安を擾亂し又は公益を害し並に所轄官廳の禁止に服從せざるときは之に對して會務の停止を命じ且つ農商部及主管官廳の指示を得て之を解散せしむることを得

第二十三條　工會解散のときは其財産及債務は盡く之を組合員に分配又は負擔せしむべきものとす

第二十四條　本會條例第一條及第四條の規定に違反して工會を設立したるものは其工會を禁止する外各發起人に對し百元以下の罰金を課す

第二十五條　本條例は公布の日より之を施行す

これが北京政府の原案である。しかし、民國十四年七月初、此案が上海に於て公にせらるゝや、上海總工會は該條例を以て工人の自由を束縛し取締り餘りに嚴に失するものとなし、極力之に反對した。先づ書面にて段執政、農商部莫次長、法制院姚院長宛に左の陳情を試み、別に修正草案を北京代表兼某等に送つて法制院に採用方を運動させた。

第一　發起人の人數年齢並に教育等其資格に嚴重なる制限あり、是れ人民公權の標準を奪ふものなれば應さに改正す可きものなり。

第二　既に工會は法人たり、而して其財産は法人の自由に處置し得可き筈なるに工會基金及び預金を國庫代理の銀行に限るは不可なり。

第三　草案は僅かに各地の同業工會の聯合を許し一地方に於ける各業工會は自ら聯合する權なし、而して該案の工會に違反する時は立所に解散に遭ひ發起者は刑罰を受く、此點改正を要すべし。

何となれば工人等凡そ認められて工人たる以上既に工會員の資格を取得す可く、當然工會を發起するの權利あり、又工會一切の財産は工會自ら共預金銀行を選擇し得可く條例上に制限を設くるは不可なり、每一地域より全國各業工人に至る教育機關及び共助等は皆利害關係あり、されば宜しく每一地方及び全國總工會の組織を承認すべし。其他議員の任期及び資格等に一々制限を付せらるゝは面白からず、惟ふに工會條例は工人の勞工利益保護のため設けらる可きものにして工人を束縛するの具と爲す可からず

而して上海總工會は別に全國總工會上海辦事處並に上海總工會の名義を以て左の修正工會條例草案を起草した。

上海總工會修正の工會條例草案

第一條　凡そ年齢十六才以上の同一職業或は産業に從事する男女勞働者、家庭及び公共機關の雇傭人は本法に據り組合を組織する事を得

第二條　組合は法人たる工人會と爲す。會員たる私人の對外行爲は組合にて連帶の責任を負はず

第三條　組合と雇主團體は對等の地位に立ち必要の際は聯席會議を開き勞働者の地位を增進し工作の改良を計畫し雙方間の紛糾或は衝突事件の討論及び解決を爲す

第四條　組合は其範圍内に於て言論出版及び教育事業を行ふ自由を有す

第五條　組合を組織するには同一の業務に從事する十人以上の連署發起を要し當該官廳に屆出で、準備完成せば正式の成立大會を開きたる後入會者の申込書、成立大會通過の章程及び責任者名簿各二部を添へ地方官に提出し註冊を請求す可きものと

す。

註冊は縣公署或は市政廳に於て之を取扱ふものとす。

第六條　一地方毎に各業組合は其地の總工會を聯合組織することを得、各地同一業務の組合は某業組合を聯合組織する事を得以て全國總工會及び全國某業組合聯合會等に至る。

此等聯合會の組合組織は其區域範圍に應じて當該區域の行政官廳の管轄に歸し中國組合は外國の同性質の團體と聯合或は結合する事を得。

第七條、組合の章程には左記の事項を記載すべし。

（一）名稱及び業務の性質　（二）目的及び職務　（三）區域及び所在地　（四）職員の名稱、職業及び選任解任の規定　（五）會議の組織及び投票の方法　（六）經費徴收額及徴收方法　（七）組合員の資格制限及び權利義務

第八條　組合は六ヶ月毎に左記事項の統計表を作製し地方行政官廳に報告すべし。

（一）組合職員の姓名並に履歴　（二）組合員の姓名、人數、加入年月、就職場所及び其就業、失業、職務變更移動死亡傷害等の狀況　（三）財産狀況　（四）事業經營成績　（五）罷工或は其他衝突事件の有無及び事件經過或は結果

第九條　組合の職務左の如し。

（一）組合員の利益を主張並に擁護す　（二）組合員の職業紹介　（三）雇主と團體契約を締結す　（四）組合員の便益の爲に銀行儲蓄及び勞働保險の合同機關を組織す　（五）會員娯樂の爲各種娯樂事務會員懇親會及び倶樂部を組織す　（六）組合員の便益の爲生産消費、購買住宅等各種組合を組織し又組合員その子弟及び幼年工の智識技能を增進する爲に職業教育、通俗教育、講演部、研究所、圖書館其他定期或は不定期の出版事業を營む　（七）組合員救濟の爲醫院は診治所を營む　（八）組合員間の紛爭を調査す　（九）組合或は組合員の雇主に對する爭執及び衝突事件に關し當事者に對し意見の發表並に之を徴し或は聯合會員一致の行動を爲し或は雇主方面と第三者を推して仲裁に參加せしめ主管行政官廳に委員を派して調査及び調停を請求す

第十條　工業或は勞工に關する法規の改度等の事項ある場合は行政官廳は法院及び議會にその意見を陳述し並に行政官廳法院及び議會の諸問に答辯する事を得

第十一條　勞工經濟狀況同業間の就業失業及び一般生計狀況に關する統計報告其他種々組合員の利益を增進し又工作改良の狀況にして組合員の生活及び智識を增進する事業に關する調査或は編纂を爲す

第十二條　組合職員は組合選擧法に據り組合員中より選任す對外代表は會員に對し其責任を負ふ

第十三條　組合員は等級の差別なし、但し組合費の收入に對し組合員收入額に依り徴收の標準を定むることを得、組合員は組合に對し經常費を負擔す、其額は該組合員收入の百分の三を超過するを得ず、但し特別基金及び組合員の臨時募集金又は株金等は此限りに非らず

第十四條　組合員は必要の際檢査委員を選擧し組合帳簿を審査し財政狀態を調査することを得

第十五條　組合は必要の時組合員多數の決議に根據し罷工を宣告することを得、但し公共の秩序安寧を妨害し或は他人の生命財産に加害することを得ず

第十六條　組合は組合員の工作時間の規定工作狀況及び工場衞生設備の增進及び改良に對し雇主に意見を陳述し或は代表を選出して雇主方面の代表と聯席會議を組織し之を討論解決することを得

第十七條　行政官廳は管轄區域内の組合に對し其雇主間の爭執或は衝突發生の際其の衝突の原因を調査し仲裁を執行することを得、但し强制することを得ず

第十八條　組合員の利益擁護の基金勞働保險金組合員儲金等の銀行に預金せる場合、若し該銀行破産の時は此等預金は優先賠

償を要求するの權利を有す

第十九條　組合及組合所管の左記財産は沒收することを得ず

イ　組合事務所、學校圖書館、倶樂部、醫院、診治所及び生産消費住宅購買等各種事業の動産及び不動産　ロ　組合員利益擁護に關する基金、勞働保險金組合員儲金等

第二十條　本法第八條並に九條の事項に關する組合發起人及び組合職員の報告に不備不實の點ある場合は主管行政官廳は訂正再報を命ずるを得

而して該命令に依り正當なる報告を呈出せざる以前に於ては該組合の行動は本法の保護を受くることを得ず

第二十一條　凡そ刑律、違警律中に制限せる集會等に就ては本法を適用せず

第二十二條　本法は公布日より施行す

是に由つて觀れば、上海總工會の北京政府に提出した修正工會條例は工人の工會組織の絶對自由、工會は集會出版言論の絶對的自由を有すべきこと、工會は罷工命令を發布するの絶對的自由を有すべきこと、工會は工人の總ての權利を代表すること――等の四點を强硬に主張したものに外ならぬ。之に對して漢冶萍總工會も上海總工會と類似せる修正意見を提出した。又、全國鐵路總工會では段執政府に對し上海總工會の提出したる工會條例草案を政府案に代つて採用すべきことを建議した。

他の一方、總工會と對立的地位にあつた工團聯合會では、工會條例の修正問題に就いて特に代表を北京に派遣し、北京の各勞働團體と連絡を取つて次のやうな修正意見を農商、內務、交通部及び法制院等に呈出した。

修正せらるべき點

一、發起人の年齡及び教育等の制限の撤廢。

二、組合の組織を同一職業者の聯合に限り一地方に於ける各種職業組合の合同を認めないのは不都合である。

三、組合資金の國庫代理銀行預入れにも反對する。

四、草案第八條には組合には會長一、副會長一、委員七乃至十五名を設け、凡て名譽職とする旨を規定したが組合の職員なるものは組合の大小と會務の繁閑により組合の大會に於て決定すべもので、猥りに拘束を加ふべきものでない。

五、第三條に規定してある組合の職務範圍は餘り狹きに過ぎる。組合には勞働者の教育、通俗教育、講演、倶樂部及び言論出版に就いて自由の權利を與へねばならぬ。又組合或は會員と雇主間の執爭及び衝突に際しては、會員を聯合して一致の行動を採り、雇主の代表と對等の位置に立つて會議を開かねばならぬ。

以上上海總工會の草案といひ、工團聯合會の修正意見といひ工會條例に對する要望は大體の骨子に於て孰れも一致を見せてゐたことは注意すべき所である。

顧つて法案制定の事業は其後どうなつたか。五・卅事件の直後、之を動機として全國的にストライキが蜂起したところから、急に工會條例法案の修正發表を必要とする事態が釀された、其上に日本紡績會社罷業の解決條件に於て組合承認が問題となり、日本側では支那政府が組合法を制定し而して該法案に基いて成立せる組合であるならば

之を承認するであらう旨を提言したので、組合法制定の必要は益々逼り組合側は工・商・學聯合會を開き其名に於て執政府に向つて工會條例の公布を督促した。政府は之に對して勞働團體の反對意見に躊躇し、且つ内部の意見統一を缺き、容易に工會條例を公布する運びに立至らなかつたが、其うちに國民革命軍の北伐が始つて北京政府の基礎も危地に陥り、工會條例は全く顧られなくなつて了つた。

たゞ政府部内でこの問題に對して一番力瘤を入れたのは交通部であつた。交通部管下の各鐵道には鐵路工會があり船舶には海員工會があつて、各々勞働組合の中堅となり屢々大罷業を起して交通部を惱してゐたから、その爲交通部では早くから部内に勞工科を設けて專ら勞働方面の事務に當らせ勞働に關する單行法令を公布して來た。從つて工會條例に就ても最もよき理解を有し共制定に盡力したのであるが、政府の決意が一向進捗しなかつたので、自ら各鐵道の局長を交通部に召集して草案に對する意見の交換を行ひ共意見を取纒めて草案に改正を施し、理由書を附して各部に送附した程である。右理由書によれば政府主要部の當時の意見を知る事が出來よう。即ち

（一）勞働及資本兩方面の共同利益を增加するためには、勞資の調和を計り、兩者相合同して始めて充分の生産能力を發揮することが出來る。支那今日の狀態は全國内の資本と勞力との調和を計る時で、徒に歐米を模して階級觀念の對立を計るのは宜しくない。支那には未だ階級の區別はないから、現在に於て充分階級觀念の發生を防止する手段を講じなければならぬ。

（二）勞資双方の無益の犧牲を防止せねばならぬ、罷業は勞働者のため最も有利な武器ではあるが、社會の蒙る損害は勞働者の得る所に數倍する。勞働者の罷業に對して資本家も對抗の武器として工場閉鎖を行ふことが出來る。然るときは支那には勞働の豫備軍が多いから勞働者側は不利に陥る。之を未前に防ぐために罷業及び工場閉鎖に對し共に防止を加へねばならぬ。

（三）平和穩健なる方法で勞働狀態の改善を計らねばならぬ。産業革命を始め歐米先進國では始め無暗みに勞資の衝突を起したが、其後は努めて漸進的の建設に力を盡して居る。支那でも之に倣つて穩健なる組織を促し、勞働者相互の協同互助を奬勵しなければならぬ。

（四）國有事業及び運輸事業の組合法案は主管部で別に之を規定すべきものである。歐米の法律は一般勞働者の組合組織を許しては居るが、私人企業と官公業との區別が嚴重に出來て居る。即ち一般の私人工場は營利の目的であるから勞働者にも團結を許し、且つ安寧秩序を害さない範圍の罷業を許して居るが、公有事業の中、水道電燈等には多少嚴格なる制限を加へて居る。又國有事業は營利が目的でなく且つ國家の重要な政治に關するから嚴重な制限を加へ絶對に罷業を禁じ時には組合加入を禁じたものもある。殊に公衆使用の運輸機關は營業時間内の業務の怠業を禁じ又罷業を禁じたものもある。然るに法制院修正の工會條例草案は個人企業、公有事業、國有事業、運輸業を同樣に取扱つて居る。假令、嚴密に制限を加へて置いてさえも、一旦組合が成立すればそこに必ずや弊害が起る。其時最も困却するのは交通部である。從て當部の希望としては第一條中に一項を設け、國有事業及び運輸事業の組合規定は各主管部に於て別に之を定むと規定せられたい。然るときは當部は本案條文を斟酌して鐵路工會規定を設け

鐵道從業員の取締を完全に行ふことになり、隨つて交通部の阻碍も起らないことになるであらう。

政變に頓座した組合法草案は、其後民國十五年冠遐が農商總長となるに及で多數の起草委員を任命、討論起草に從事せしめた結果、殆んど完成に達したが冠總長の辭職で公布に至らなかつた。其最後に議定された草案の内容は次の如きものである。

工會條例草案

第一條　凡て同一職業又は同一產業に從事するものは其共同の利益を維持增進するため本條例により組合を組織することを得

前項により組織せられたる組合にして其種類相同じきものは組合聯合會を組織することを得

第二條　組合及組合聯合會は法人とす

第三條　組合の事務左の如し

（一）會員の職業紹介及失業救濟に關する件　（二）會員救濟養老療病恤衷等に關する件　（三）會員の蓄貯保險に關する件　（四）會員の購買組合及公共食堂並に宿舍に關する件　（五）會員の體育娛樂及衞生に關する件　（六）會員の圖書閲覽技術の補習及道德智識技能の增進等に關する件　（七）會員の業務待遇の維持改善に關する建議　（八）第三十四條により公正人を推擧して委員會に加入せしめ會員と雇主との爭議を調停す　（九）會員公共利益の請願官署に對する意見の陳述及諮詢に對する復答に關する件　（十）同業者の作業狀況の調査報告に關する件　（十一）會員間の紛爭の調停

本條の各項の事項は法令或は規定又は共同習慣により許可せるものを限度とす

第四條　組合は前條の事務を辦理するに當りて公正を主とし會員に對して煽動の行爲あるべからず

第五條　第三條第七、第八項に定むるものを除く外、雇主と勞働者との關係に就て組合は干涉することを得ず

第六條　組合の設立は第八條の資格を備ふる勞働者三十人以上發起人となり公決したる章程に履歴書を添へ發起人各署名捺印し該管地方行政長官を經て地方最高行政長官に屆出で、農商總長の許可を得て登錄公布す

第七條　組合規定には左記の各事項を記載すべし、本條例の規定に合せざるものは之を許可せず

（一）設立の趣旨及其職務　（二）名稱職業又は產業及事務所の位置　（三）會員の資格及入會退會並に其權利義務　（四）會議の召集及決議方法　（五）職員の員數權限任期及選擧方法　（六）經費會計及財產管理等の方法　（七）以後章程變更の規定

第八條　組合會員は現在業務に從事する成年工にして入會を志願するものに限る

第九條　既に入會せる會員は自由に退會するを得、組合は之に干涉するを得ず

但し雇主も亦勞働者が入會すると退會するとを以て雇傭條件となすを得ず

第十條　凡そ左の各項の一に當るものは組合の役員又は發起人となることを得ず

（一）嘗て徒刑以上の刑に處せられたるもの　（二）白痴　（三）本條例第二十九條の事件により嘗て重要責任者たりしもの及第三十三條により退職されしもの

第十一條　組合會員以外のもの及現に勞働者にして其業務に從事し連續滿三年に滿たざるものは組合の役員たることを得ず

第十二條　組合には役員として會長及副會長各一人幹事若干人を置き均しく名譽職とす、幹事若干人書記若干人には俸給を支給するを得

第十三條　組合及組合聯合會は各該會所在地に事務所を置くことを得、但し當該管轄官署に屆出ずべし

第十四條　組合は毎年一回大會を開く、但し必要あれば臨時會議を開くことを得

前項開會日は豫め該管地方行政長官に屆出ずべし

第十五條　大會は會員四分の三以上の出席者あるにあらざれば會議を開くを得ず、又來會者過半數以上の同意なければ表決をなすを得ず

第十六條　組合會員もし三百人以上なれば開會時は代表制を以て之を行ふべし、前項代表制及推擧方法は章程に於て規定し、許可を受け登錄して之を公告す

第十七條　凡て關係會員全體の業務は大會の決議を經べし

第十八條　組合役員は大會に於て選擧し過半數を以て當選とす。若し過半數に達せざれば得點多きものを當選とす

第十九條　毎回選擧に當りては十五日以前に各會員に通知すべし、且該地方長官に報告し派員監視を受くべし

第二十條　組合役員選定後に該地方長官に報告し派員監視を受くべし

第二十一條　組合役員の任期は二年とす。一回連任することを得、中途補充者は前任者の任期を通算す

第二十二條　組合は發起人共同の意志とす、總會の決議を經て基金を置くことを得、基金募集の方法は章程に依て定め許可を受くべし、基金は流用するを得ず利息のみ使用し得

第二十三條　組合經費は前條の規定を除く外各會員の會費を以て之に充つ。別に名目を設けて會員の負擔を增加するを得ず

第二十四條　組合の基金及び會費は國庫代理の銀行又は大會の決議を經たる銀行銀錢號に貯存すべし

前項基金及び會費に對し組合は其預入したる銀行銀錢號破産の際は賠償要求の優先權を有す

第二十五條　組合經費の出納は毎年豫算決算を編製し大會の決議を經べし

第二十六條　組合會員は狀況必要と認むれば全體會員百分の五以上の同意を得、代表を選任して組合の帳簿在高及一切の財政狀況を檢査するを得

第二十七條　組合役員は毎年左記各項に照し報告書を造り大會に提出し且第二十條の手續により官廳に報告すべし

（一）會員の人數姓名略歴及び其入會年月日就業處並に死亡退會等　（二）職員の人數略歴及其入會年月日就職處現在職名並に在職期間　（三）各種事務の狀況及成績　（四）基金及其他經費の保管出納並に財産狀況　（五）會員と雇主間の爭議發生の件數

第二十八條　組合の選擧及び一切事項の決議にして本條例又は各該組合規約に違反するものは當該地方行政長官之が取消しを命じ或は處分を以て取消に代ふ

前項取消命令或は取消代用の處分命令に對しては二週間以内に該管最高地方行政長官に訴願を呈出するを得、若し不服なれば農商總長又は主管部署長官に訴願すべし

第二十九條　組合は其會員の決議又は職員の代表行爲にして本條例或は其他の法令に違反し公安を亂し、或は公益に重大の損害を與ふるものにして該地方行政長官の禁止命令を聽かざるときは先ず其會務停止を强制し速に地方最高行政長官を經て農商部總長及主管部署長官に報告し組合の解散又は半年以上二年以内の會務の停止を申請するを得

第三十條　認可を得ずして組合を設立するものは該管地方行政長官直に解散を命じ同時に地方最高行政長官を經て農商總長及主管部署長官に報告すべし、其勞働組合の名を用ひずして設立せる勞働者の團體に對しては其他の法律の定むる所により之を管理す

第三十一條　組合の規則變更或は他の組合との合併又は解散は大會の決議により之を行ふ

第三十二條　組合は第二十九條の規定により解散されたるとき、其財産及び債務は該地方行政長官の命により平均に各會員に分配し或は分擔せしむ、會務停止の場合は同時に保管人を選定し一時保管せしむ、解散されたる時は債權者の呈請により該組合に命じ會の財産を以て速に償還せしむ

第三十三條　組合は職員の行爲にして本條例或は其他の法令に違反し或は其不正行爲により國家地方の公益を害し組合の財産

名譽信用を損したるものは大會の決議を經て之を退職せしめ或は除名す

該地方行政長官がもし組合職員に前項法令に違反する行爲あるを認むる時は證據及理由を備へ地方最高行政長官を經て農商部總長及び主管部署長官に報告認可を得退職を命じて除名せしむ

第三十四條　會員と雇主との間に爭議發生するときは、該管地方行政長官は關係者の訴へにより調査公斷するを得、但し情狀を酌量し組合は雇主双方から同數の公正人を出すべきを命じ之に同數の專門委員を加へて調停委員を組織し調査及判決を行はしめ該長官の認可を受けしむるを得

前項の爭議にして性質が公有事業に關するものなる時は先づ該管機關の公平處置によるか、又は地方行政長官と會同公斷し主管官署に報告認可を受く、前項の判決及び認可後双方尙ほ私見を固持し形勢を擴大せしめ或は解決を遲延せしむるときは該管地方行政長官は行政處分により判決の定むる所を强制執行せしむるを得、但し該管地方最高行政長官を經農商總長及び主管部署長官に報告するものとす

第三十五條　調査及判決期間は雇主は勞働者を解雇するを得ず又勞働者は雇主に對し罷業を行ふを得ず

第三十六條　公共事業の組合は第六條第十四條第二十二條第二十七條第三十一條の順序により辨理するの外、同時に直接主管機關を經て主管署長官に報告すべし

第三十七條　國有事業及交通事業に從事する勞働者は別に規定あるものを除き本條例の規定を適用す

第三十八條　本條例は公布の日より之を施行す

さて這の廣東國民政府の工會條例と前記北京政府の工會條例とを比較すれば、兩者の勞働階級に對する態度が最も端的に知られるであらう。即ち、前者が農工扶助であるに反して後者は徹底的に抑壓主義を取つてゐる。言ひ換へれば前者は勞働階級の客觀的情勢を無視して急進的に產業組織を改め、工業權の合法を認め、他省又は外國の同性質の勞働組合との聯合及結合を許るし、更に刑律違警律中の制限は該條例に適用せずとなして總ての點に於て工會の活動を自由ならしめ之を助長せしむるものであつた。之に反して後者は極端に保守的で職業組合組織の形をとり、當局の監督權を極度に擴張して工會の活動を拘束する條文が大部分を占めたのである。故に一般勞働階級の指導者並に知識階級の前衞分子からは一方に於て這の條例の制定が歡迎せられたに拘ず他方に痛烈なる非難攻擊をも蒙つてゐた。全國學生聯合會及び天津工團聯合會の如き北方勞働運動の指導團體からは

「二十五箇條（十四年七月の北京政府工會條例草案）中、十九箇條迄は勞働者の自由を拘束するために設けられたのであつて、恰も形を變へた組合禁止の條例である」

と云ふ非難を蒙つた位である。

吾々を以て曰へば、兩者のいづれもは支那に於ける產業發達のために勞働階級の健全なる生長を望む底のものではない、前者は勞働階級を利用し過ぎるし、後者は之を抑壓し過ぎると思ふ。

(3)　現行勞働組合法

孫文の死後、蔣介石によつて指導された北伐軍は民國十五年七月廣東を發して以來、九月には武漢、三鎭を領し長江に進出し、十一月には九江に孫傳芳軍を破り、十六年三月には早くも上海を陷れ、こゝに南京政府を樹立するに至つた。

然るにこの間、武漢・南京對立の形勢愈々甚しく、共産黨系と國民黨左派とは蔣介石を無視して漢口に第三次國民黨中央執行委員會議を開き、蔣介石の一切の獨裁的權力を奪つて了つた。當時の武漢政府は全く共産派の支配する所であつた

四月十二日蔣介石が上海に於て共産黨彈壓のクーデターを敢行するに及び、蔣派と共産派との關係はこゝに全く決裂し、蔣派は武漢政府を否認し國民政府は分裂して武漢・南京兩政府の對立を見るに至つた。武漢政府は濟南攻擊に向へる蔣總司令の留守に乘じて一氣に南京を倒壞する計劃を圖つた爲蔣は空しく戰地より引返さゞるを得なかつた。

この時、湖南湖北に於ける共産派の赤色テロの極端なる暴虐は農村を荒廢せしめ産業を衰微せしめて次第に一般の反感を買ふやうになつて來た。加ふるに武漢政府の中堅をなした軍人階級の家庭が多く兩湖に在つて土豪劣紳として共産黨の掠奪に會つたので、唐生智・何健等は俄に態度を改めて、共産派を驅逐して黨權の確立を謀ることを條件とし、以て武漢・南京兩政府の合體運動を開始した。かくて共産派は全く表面から姿を隱くし永らく黨中にあつて怪腕を揮つたボロヂン、ガロン以下の露人の軍事顧問も追放された。是が謂ゆる『清黨』運動であるが、共産派を驅逐して清黨運動を達成した國民政府は十六年十一月に工會組織條例（全文六節二十七箇條）を制定公布した。

工會組織條例

第一節　總則

第一條　同一の職業或は同性質の産業にして智識的勞働と肉體的勞働たるとを論ぜずその人數五十人以上を有するものは本法を適用して組合を組織することを得、但し雇工に非らずば組合員たることを得ず

第二條　組合は法人となす

（組合員の私的對外行爲に就きては組合は連帶の責任を負はず）

第三條　既に成立せる同一或は同種性質の組合にして二個或は二個以上ある場合には工會聯合會を組織すべくこれ等の組合聯合工會は他省の同性質の團體と聯合或は結合することを得

第四條　組合の章程には須く下記各項を記載すべし

（一）名稱及び業務の性質　（二）目的及び職務　（三）區域及び所在地　（四）職員の各種職權及び選任、解任の規定（五）會議の組織及び投票の方法　（六）經費の徴收額及びその徴收方法　（七）組合員の資格制限及びその權利義務

第二節　成立

第五條　組合組織の發起人は須く第一條に規定する人數の連署をもちて登記申請書並に章程及び職員の履歴書各二部を添付して所管官廳にその登記を申請すべし

登記官廳は縣公署或は市政廳となす、若し職員に選出せられたる時はその姓名及び住所を直に報告すべし、未だ登記申請をなざる勞働者團體は本法の規定する所の權利及び保障を享有することを得ず

第六條　組合組織の區域範圍にして若し現行の行政區域を越る時は須く高級行政官廳に申請して管轄機關の指定を受く可し

第三節　職務

第七條　組合の職務左の如し

（一）組合員間の共同利益の保護及び增進　（二）組合員の職業紹介　（三）雇傭主と勞働協約の締結　（四）組合員の便

利或は利益のために組織する組合銀行、貯蓄機關及び勞働保險（五）組合員の娯樂のために組織する各種娯樂事務、組合員懇親會及び倶樂部（六）組合員の便利或は利益のために組織する生産消費及び住宅等の各種組合（七）組合員の智識技能の增進のために組織する職業教育、通俗教育、勞工教育、講演班、研究所、圖書館及びその他定期不定期の出版物（八）組合員の救濟のために組織する病院或は診療所（九）組合及組合員の雇傭主に對する爭執及び衝突事件は當事者に對し意見を發表し又その意見を徴し或は聯合組合員によりて正當なる請願をなし或は雇傭主側代表と聯合會議を開き或は主管行政廳にその調査委員の派遣方を請求し或は仲裁委員會に附することを得（一一）勞働法制の規定に關して改修廢止等の事項あらばその意見を行政官廳法院及び國民會議に陳述し或は行政官廳法院及び國民會議の諮詢に答覆す（一二）一切の勞働經濟狀態並に同業間の就業、失業、及び一般の生計狀況に關する統計並に報告の調査編制（一三）その他種々の組合員の利益を增進し工作の狀況を改良し會員の生活及び智識の增進に關する事業（一四）産業職業發展に關する援助

第八條　左記各項に就きては須く組合の決議を得べし

（一）組合章程の變更（二）基金の設定管理及び處分（三）組合内に於ける公共事業の創設（四）組合聯合會の組織及び加入或は退會（五）組合の解散或は分立

第九條　組合員は等級の差別無し、但し組合費は組合員の收入額に應じて徴收の標準を定む

組合員の負擔する經常費額は該組合員收入の百分の五を超過することを得ず但し特別基金及び組合員利益のための臨時募集金或は出資金は此の限りに非ず

第十條　組合は六ヶ月毎に財政狀況を組合員に報告すべし

組合員は必要に應じて代表を選派して組合簿記を審査し並に財政狀態の調査をなすことを得

第十一條　軍用或は公共事業以外の爭議は雙方共に仲裁委員會の仲裁を經ざる以前に直接行動をなすことを得ず、軍用事業は政府の直營を以て限りとなし公共事業とは左記各項とす

（一）郵便、電信、電話（二）蒸氣、電氣、或はその他の動力による、鐵道、電車、船舶等の運輸業（三）水道、電燈、瓦斯（四）軍用或は前三項の各等に電力を供給する事業

第十二條　組合は第十一條の許す範圍内に於ては組合員多數の決議により罷業を宣言することを得、但し公共の秩序、安寧を妨害し或は他人の生命財産に危害を加ふることを得ず

第十三條　組合は就業時間の規定、就業狀況、及び工場衛生事務の增進及び改善に關して雇傭主にその意見を陳述し或は代表を選出して雇傭主側の代表と聯合會議を開き討議を以てこれが解決にあたることを得

第四節　監督

第十四條　組合章程、所在地、職員の姓名等に變更ありたる時は二週間以内に所轄行政官廳へ報告すべし

第十五條　組合は六ヶ月毎に下記各項によりて統計表册を作製し所轄地方行政官廳に報告すべし、尙行政官廳は必要と認めたる時は隨時これを報告せしむることを得

（一）職員の姓名及び履歴（二）組合員の姓名、人數、入會年月日、就業場所及びその就業失業、職務の變更、移動、死亡、傷害等の狀況（三）財産狀態（四）事業經營成績（五）罷業或は別種衝突事件の有無及びその事實の經過或は結果

第十六條　組合員にして個人債務或は刑事關係等によりて、法廷にて審判を受け、或は警察に拘留されし場合衆を聚めて請願し或は不軌の行動に出ずることを得ず、若し組合關係によりて警察に拘禁或は法廷にて審判を受くる場合には意見書を提出すべし、若し當該長官に面接してその意見を陳述せんとする場合には代表を選出すべく組合は怠業の宣言、又は密令することを得ず

第十七條　組合章程或は決議が法令に違反し或は公益を害すと認めたるときは行政官廳は之を取消すことを得

第十八條　本法第四條、第十五條の事項に關し組合發起人及び職員の報告にして不確實又は全く報告のなきものは所轄行政官廳はその事實に據る報告或は前報告の補足を命令することを得、その事實報告、或は補足報告なき以前の該組合の行動は本法の保障を受くるを得ず

第十九條　組合にして若し工場或は商店より貨物の賣買手數料或は稅金を徴收したる場合には雇傭主は行政官廳に報告しこれを取消さしむる事を得べし

第二十條　組合は賃銀の增額に就き毎年二回要求することを得ず毎回の要求は原工賃の十分の二を超過することを得ざるものとす

第二十一條　組合或は組合員にして左記各項の一に該當するものあらば損害を賠償する外、三百元以下の罰金に處することを得

（この項記載なし）

第五節　保護

第二十二條　雇傭團體にして左記各項の一を犯すものあらば損害を賠償する外百元以下の罰金に處することを得

（一）罷業に參加したる勞働者を解雇することを得ず　（二）勞働者の組合に入會せるの故を以て之を解雇することを得ず

（三）勞働者の組合に入會せざること或はその退會をもつて雇傭條件となすことを得ず　（四）罷業期間内に於て別個の勞働者その他を交へて使用することを得ず、但しその家族は自ら操作に從事することを得

第二十三條　組合員の利益を擁護するための基金、勞働保險金、組合員貯金等の銀行に預金せるものに關して該銀行の破産せる場合はこれ等預金に對し組合は優先的賠償を要求するの權利を有す

第二十四條　組合及び組合員の管理する左記各項の財産は沒收することを得ず

（一）組合事務所、學校、圖書館、倶樂部、病院、診療所、生産、消費、住宅、購買等に關する各種組合事業の動産及び不動産　（二）組合員の利益の擁護に關する基金、勞働保險金、組合員の貯金等

第六節　附則

第二十五條　凡そ刑律、違警律中に制限せらるゝ聚衆、集合等の條文は本法に適用せず

第二十六條　本法の未だ公布せられざる以前に於ける組合及び雇傭主間に締結せられたる勞働協約はこれに藉口して取消すことを得ず

第二十七條　本法は公布の日より之を施行す

本條例は勿論暫行的のものであるが、大體に於て前掲總理公布の組合法の主義に據つたものである。しかし組合組織を産業組織となすこと及び外國の勞働團體との提携を承認する條目を除けば、仲裁委員會の仲裁以前に於ける直接行動を禁じたる點に於て出色してゐる。

其後立法院は組合法の骨子をなす諸原則を定め政治會議に是を提出したが、その通過を見るに及んで更に該原則に依據して組合法を起草し、十八年九月第五十一次會議に提出した。この草案は若干の修正が加へられた後、十月十八日公布された。左にその全文を掲げる。

國民政府勞働組合法（工會法）

第一節　設立

第一條　凡そ同一産業或は同一職業に從事する男女勞働者は知識の增進技能の發達生産の維持勞働條件及び生活改善の目的の

爲め十六才以上にして現在業務に從事する產業勞働者を集合し其人數百人以上或は同一職業勞働者數五十人以上を有する時は本法を適用して組合を組織することを得、尙產業勞働組合職業勞働組合の種類は別に命令を以て之を定む

第二條　勞働者にして左記資格の一を具ふる者は同一職業或は同一產業に非ずとも其の組合に加入し組合員となるを得、但し雇主或はその代理人は此の限りに非ず

（一）曾つて其組合の職責の爲選任せられたる者　（二）曾つて同一產業或は職業の勞働者たりし者

第三條　國家の行政、交通、軍事、軍事工業、國營產業、教育事業、公共事業各機關の職員及び雇用役員には本法により組織する組合を援用することを得ず

第四條　組合の主管監督機關は其の所在地の省市縣政府と爲す

第五條　組合の發起及び組織は第一條に規定する所の人數の連署に依り代表五人乃至九人を推し立案請求書を提出し且つ章程及び代表履歷書各二部を添へ主管官署に向つて立案を請ふべし、主管官署はその立案請求書を接受したる後二週間以內に審査批示すべく若しその更正或は復査の必要ありと認むる場合には更正後の請求書或は復査後の呈報に對しても亦同じ、組合の設立許可後三週間以內に其成立期日及び選出せる職員の履歷住所を主管官署に呈報すべし、主管官署は呈報を接受したる時は直に之を公告すべく前記設立許可及前項の呈報を經ざるものは本法に規定する所の權利及び保障を受くることを得ず

第六條　同一區域內に存る同一職業の勞働者或は同一產業の勞働者は唯一個の組合を設立することを得

第七條　組合の發起、組織、創立大會及び章程の議定及び前項章程の議定は發起人の四分の三以上の同意を得べし

第八條　組合章程には左記の事項を明記すべし

（一）名稱　（二）目的　（三）區域及び組合の所在地　（四）組合員資格及び其の權利義務の規定　（五）組合員の入會退會及び除名の規定　（六）職員の規定　（七）會議の規定　（八）會費及び其他會計規定　（九）互助事業の規定　（一〇）章程變更の規定

第九條　章程の變更は主管官署の認可を經るに非らざれば効力を發生せず

第十條　組合は法人となす、組合は營利事業を營むことを得ず

第十一條　組合には理事を置き理事は組合員中より選任す、但し必要ある時は主管官署の認可を經て組合員に非らざる者を選任することを得、理事は組合一切の事務を處理し外部に對して組合を代表す

理事の代表權に對する制限として善意の第三者に對抗することを得ず

第十二條　組合の理事或は其他の代理人は、職務執行の爲めに他人に加へたる損害は組合に於て連帶賠償の責任を負ふべし、但し勞働條件に關し組合員をして協同せしむるの行爲或は組合員の行爲に對して制限を加へ或は雇主をして雇傭人關係上の損害を與へたる等の場合は此限りに非ず、組合職員及び組合員、私人の對外行爲に對しては組合は其責を負ふことなし

第十三條　左記の事項は組合員大會或は代表大會の決議を經べきものとす

（一）組合章程の變更　（二）經費の收支豫算　（三）事業報告及び收支決算の承認　（四）勞働條件の維持或は變更　（五）基金の設立管理及び處分　（六）組合內公共事業の創設　（七）組合聯合會の組織及び加入或は脫退　（八）組合の解散合併或は分立

第十四條　組合は章程或は大會の決議により監事を設置することを得、監事は組合會計簿を監査各種事業の進行狀況の稽査及び各職員の職務を監察することを得監事は組合員中より之を選任するものとす

第二節　任務

第十五條　組合の職務左の如し

（一）團體協約の締結、修改或は廢止但し主管官署の認可を經るに非らざれば効力を發生せず　（二）組合員の職業紹介及

び職業紹介所の設置（三）貯蓄機關、勞働保險、醫院診療所及び托兒所の創立（四）生産消費購買信用住宅等各種協同組合（合作社）の組織（五）職業教育及び其他勞働教育の創立經營（六）圖書館、新聞雜誌閲覧所の設置（七）出版物の刊行（八）組合員親睦會、倶樂部其他各種の娯樂設備（九）組合或は組合員間に於ける紛糾事件の調停處理（一〇）勞資間紛糾事件の處理（一一）勞働法規規定の改廢事項に關して行政機關、法院及び立法機關に意見を陳述し並に行政機關法院及び立法機關の諸詢に答覆することを得（一二）勞働者家庭生活經濟狀況の調査及び就業失業並に勞働統計の編製（一三）其他工作狀況改良組合員の利益增進事業に關し組合に於て前記諸項を創辦せず或は章程に定むる所の互助事業にして主管官署に於てその創始の必要ありと認めたるときは委員を派遣して之を協助處理することを得

第十六條　第三條に列記せる各種事業に從事する勞働者は團體協約權を有せず

第十七條　組合は組合員に對して組合費を徴收することを得、入會費は毎一人一元を超過することを得ず、經常會費は各組合員收入の百分の二を超過することを得ず、特別基金、臨時募集金或は株金は主管官廳に申請許可を得たる後徴收すべきものとす

第十八條　組合は六ヶ月毎に其財産狀況を組合員に報告すべし、組合員十分の一以上の連署を得たる場合には代表を派して組合の財産狀況を調査することを得

第三節　監督

第十九條　勞働者は只だ同一職業或は同一産業の組合に加入することを得

第二十條　組合は勞働者を強迫して入會せしめ其退會を阻止することを得ず、組合は法律章程上組合員たる資格ある者の入會を拒絶することを得ず、亦法律章程上の無資格者を入會せしむることを得ず、組合は入會せざる勞働者の工作を妨害することを得ず

第二十一條　組合員は隨時組合を退會することを得るも組合章程に定むる所の退會豫告期間あるものは先ず其退會を豫告すべく前項豫告期間は一ヶ月を超過することを得ず

第二十二條　組合の組合員に對する罰金は三日間の工作の賃銀を超過することを得ず、又組合にして正當の理由なく或は組合員の三分の二以上の同意を得ずして組合員を除名することを得ざるものとす

第二十三條　勞資間の紛糾に際しては調停仲裁等の手續きを經、更に組合員大會に於て無記名投票により全體組合の三分の二以上の同意を得るに非らざれば罷工を宣言することを得ず、組合は罷工に際して公共秩序の安寧を妨害し雇主或は他人の生命財産に危害を加ふることを得ず、組合は標準賃銀を超過したる增給を要求することを得ず、而して第三條に列擧せる各事業勞働者の組合する組織は罷工を宣言することを得ず

第二十四條　組合章程或は理事其他職員に變更ある時は直に主管官署に呈報し且主管官署より二週間以内に之を公告し其公告前に在つては其變更を以て第三者に對抗することを得ず

第二十五條　組合は設立許可を得たる後空白の組合員名簿及び會計簿各二部を主管官署に提出し捺印を請求すべし、新帳簿使用の際亦同じ、前項組合員名簿及び會計簿は記載後一は會所に一は主管官署に納め、組合員名簿には組合員の姓名人物、入會年月日、就業場所及び其就業、失業、移勤、死亡、傷害の狀況等を記載し、會計簿の收入記載は別に其證據書類を編纂番號を附し、若し主管官署に於て必要と認むる場合には組合をして會計師を雇用せしめ之を鑑査することを得

第二十六條　組合は毎年六月及び十二月中に左記各項の表册帳簿を主管官署に呈報すべし、若し主管官署にして必要と認むる時は組合をして隨時報告せしむることを得

（一）職員の姓名履歴（二）組合員名簿（三）會計簿（四）事業經營の狀況、各種紛糾事件の經過

第二十七條　組合職員或は組合員は左記各項の行爲あることを得ず

（一）商店或は工場の封鎖（二）商店工場の貨物器具の奪取或は毀損（三）勞働者及び雇主の逮捕或は毆擊（四）雇

主の雇用及び勞働者紹介の制限　（五）集會或は巡行に際し武器を携帶すること　（六）勞働者に對する金錢の强要　（七）組合員怠業の命令　（八）擅に規定外の徴收或は寄附を爲さしむること

第二十八條　組合の選擧或は決議にして法令或は章程に違反するものある時は主管官署は之を取消すことを得

第二十九條　組合章程の法令に違反ありと認むる時は主管官署は其變更を命ずることを得

第三十條　前二條の處分に不服ある時は訴願を提起することを得、但訴願の提起は當分決定の日より起算し三十日以内に之を爲すべし

第四節　保護

第三十一條　雇主或は其代理人は勞働者の組合員或は其職員なるの故を以て其雇用を拒絶し或は解雇し亦は不利益なる待遇を爲すことを得ず

第三十二條　雇主或は其代理人は勞働者に對して組合の職務を處理せず組合に入會せず或は脱會を以て雇用條件となすことを得ず

第三十三條　雇主或は其代理人は勞資紛糾の調停仲裁期間内に於て勞働者を解雇することを得ず

第三十四條　組合は所得税、營業税及び登記税を免除す

第三十五條　組合は其債務者破産したる時は、其財産に對して、優先支拂の權利を有す

第三十六條　組合の所有に係る左記各項の財産は之を沒收することを得ず

（一）會所、學校、圖書館、書報社、倶樂部、醫院診療所、托兒所、生産消費住宅購買等の合作社の動産及び不動産（二）組合基金、勞働保險金

第五節　解散

第三十七條　組合にして左記の諸項の一に該當するものある時は主管官署は之を解散せしむることを得

（一）存立の基本要件を具備せざるもの　（二）重大なる法規上の違反ありたる者　（三）安寧秩序を破壞し或は公益に妨害ありと認めたる者

第三十八條　組合は前條命令に依る外、左記事由の一により解散を宣告することを得

（一）大會の解散決議但し主管官署の認可を得るを要す　（二）章程内に規定する解散事由の發生　（三）組合の破産（四）組合員數の不足　（五）組合合併或は分立

第三十九條　組合の合併或は分立は關係各組合の組合員の二分の一以上の同意を得且つ主管官署の認可を得べし

第四十條　合併後繼續存在し或は新成立の組合は合併の爲め消滅したる組合の權利義務を繼承す分立により成立したる組合は分立の爲めに消滅したる組合或は分立後繼續存在する組合の權利義務の一部分を繼承すべく右の場合は分立を決議したる時之を決議すべし但し主管官署の認可を得るを要す

第四十一條　組合はその合併又は分立前に於て其債權者に公告し一箇月以上の一定期間内に於て異議を辟明すべし但し已知の債權者に對しては指名して之を催告すべし債權者は前項の一定期間内に異議を辟明したる時は組合は先ず其清算或は相當の擔保を行ふに非らざれば合併或は分立することを得ず、前二項の規定に違反して合併或は分立したる者は之を以て該債權人に對抗することを得ず

第四十二條　組合の解散は命令による解散の外は、二週間以内に其解散の理由及年月日を主管官署に報告すべし

第四十三條　組合の解散、合併、分立或は破産を除くの外は其財産は速に清算を行ふべし前項の清算は民法法人の規定に依る

第四十四條　組合解散後は債務を清算したる以外の財産の歸屬は其章程の規定或は大會の決議に依り若し規定及び決議なき時は該組合加入の組合聯合會に歸屬し組合聯合會に加入せざるものは組合所在地地方の自治團に歸屬す

第六節　聯合

第四十五條　組合は組合員内の知識技能を増進し生産の發達を謀る爲めの互助事業を經營する爲めに同一産業或は職業の組合を聯合せんとする時は各關係組合を召集して聯合大會を開き章程を議定し其章程は主管官署の認可を經べし、組合聯合會は前二項の規定を除くの外は本法の組合に關する規定を準用す

第四十六條　組合は政府の認可を得るに非らざれば外國の如何なる組合とも聯合することを得ず

第七節　罰則

第四十七條　組合職員或は組合員にして第二十七條各項の行爲の一ありたる時は二百元以下の罰金に處す、但し其行爲に刑法を犯したる者ある時は刑法に依りて之を罰す

第四十八條　雇主或は代理人にして第三十二條の規定に違反し勞働者を解雇したる時は三百元以下の罰金に處す

第四十九條　雇主或は代理人にして第三十二條の規定に違反し勞働者を解雇したる時は毎勞働者一名につき十元以上百元以下の罰金に處することを得

第五十條　組合の理事にして左記各項の一に該當したる者ある時は百元以下の罰金に處することを得

（一）第二十二條第二十四條第四十二條第五十一條の事項に關し報告を爲さざるか虚僞の報告を爲したる者　（二）第二十五條の規定及び第二十九條の命令に違反したる者

第八節　附則

第五十一條　本法施行前已に成立したる組合は本法施行の日より起算し二ヶ月以内に第五條の手續により新に立案すべし

第五十二條　本法施行前同一區域内に已に二個以上の同一産業或は同一職業組合を有する時は本法施行の日より起算し二ヶ月以内に合併を行ふべし

第五十三條　本法施行期日は命令を以て之を定む

これまで述べ來つた各組合法を通觀するとき、支那政府の勞働政策が時々の政權を背景として如何に違つてゐたかが明白に看取される。廣東國民政府の夫れは聯俄、容共、農工の三大政策から出發して勞働者階級を推進力とする國民革命の達成に邁進せる時代の産物であつて最も急進的なものであつた。謂ゆる清黨後に出來したる國民政府の夫れはブルジョワ民主々義革命の達成後に於ける國民政府の逆轉を示したものである。而して北京政府の夫は曰ふまでもなく封建軍閥の反動政策の現はれであつた。

附記。余は嘗て雜誌改造に支那の勞働問題に關する一考察といふ素稿を寄せたことがある（大正十四年八月號）。この時から七年を經過したる支那の勞働不安は、歩一歩、赤色に向つて進みつゝある。勞働立法の方面では組合法以外に工場法工場檢査法、勞資爭議處理法其他が制定公布されてゐる。七年前とは支那の勞働は世界が違つたほどの感があるので茲に組合の歴史を筆にした次第である。因に本文中の條例文は余が研究室の井上恒一君の譯文に多少校正を加へたものである（二九）